

●香川県公告第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター松縄店 高松市松縄町三〇一番地一
- 3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 五〇台
変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 四〇台
- 2 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 別図のとおり
面積 一五〇平方メートル
変更後 位置 別図のとおり
面積 八五平方メートル
- 3 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 別図のとおり
容量 五四立方メートル
変更後 位置 別図のとおり
容量 四二立方メートル

二 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前九時三十分
閉店時刻 午後十時
変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十二時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時十五分から午後十時十五分まで
変更後 午前八時四十五分から午前零時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 数 十一箇所
位置 別図のとおり
変更後 数 十箇所
位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

- 4 変更年月日
平成十八年三月十二日
- 5 変更する理由
駐車場の安全と施設の利便性の向上及び顧客の利便性の向上のため

二 届出年月日

平成十七年七月十一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年七月二十二日（金曜日）から同年十二月二十二日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年十二月二十二日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ